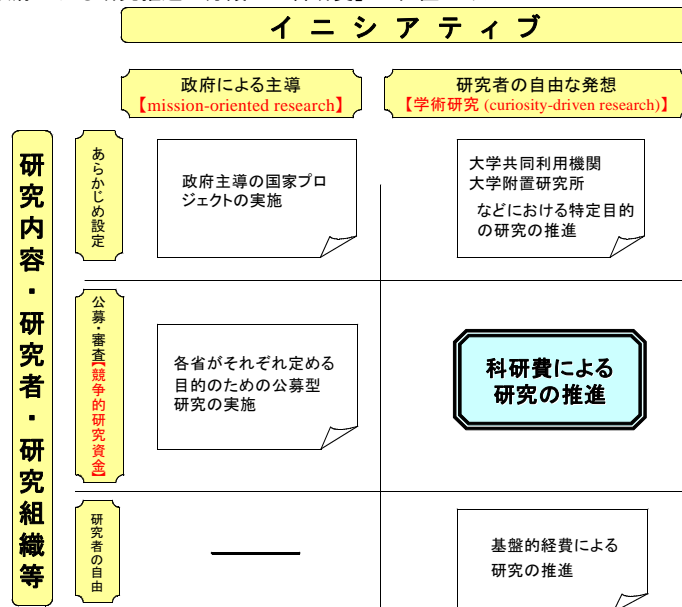


## II 科学研究費補助金の概要

### 1 科学研究費補助金の目的・性格

科学研究費補助金（科研費）は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピア・レビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜政府による研究推進の分類と「科研費」の位置づけ＞



※ 科研費（平成18年度予算1,895億円）は、政府全体の科学技術関係経費（約3.6兆円）の約5%、政府全体の競争的研究資金（約4,700億円）の約40%を占めています。

### 2 研究種目

研究機関が研究者に代わってその管理及び諸手続を行うものは、次の研究種目です。

研究種目等	研究種目の目的・内容
<b>科学研究費</b>	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究（期間3～5年間、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない）
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取り組みが必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る（期間3～6年間、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度）
基盤研究	1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究（基盤研究(S)）（期間5年間、1課題5,000万円以上1億円程度まで） 1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（応募総額によりA・B・Cに区分）（期間2～4年間） (A) 2,000万円以上 5,000万円以下 (B) 500万円以上 2,000万円以下 (C) 500万円以下
萌芽研究	独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究（期間1～3年間、1課題500万円以下）
若手研究	37歳以下の研究者が1人で行う研究（応募総額によりA・Bに区分）（期間2～4年間） (A) 500万円以上 3,000万円以下 (B) 500万円以下 (スタートアップ) 研究機関に採用されたばかりの研究者が1人で行う研究（期間2年、年間150万円以下）
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成、年複数回応募の試行（研究助成に関する実験的試行）
特別研究員奨励費	独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む。）が行う研究の助成（期間3年以内）
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る（期間5年間、推薦制）

### 3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

平成10年度までは、文部省（現文部科学省）においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）への移管を開始しており、現在は、将来の完全移管に向けた過度期にあります。現時点（平成18年度）での公募・審査・交付業務は、次のように行われており、今後も徐々に、移管が進められる予定です。

研究種目	応募・審査 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交付 (交付内定・決定通知を行う主体、交付申請書・各種手続書類等の提出先)
<b>第1種科研費</b>		
特別推進研究、特定領域研究、特別研究促進費	文部科学省	文部科学省
<b>第2種科研費</b>		
萌芽研究、若手研究（A・B）、	日本学術振興会	文部科学省
<b>第3種科研費</b>		
基盤研究、若手研究（スタートアップ <sup>*</sup> ） 特別研究員奨励費、 学術創成研究費	日本学術振興会	日本学術振興会

### 4 科研費に関するルール

(1) 科研費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」及び「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」等の適用を受けるものです。

(2) 科研費には、次の3つのルールがあります。

- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール
- ② 評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価に関するルール
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

(3) 科研費の3つのルールは、第1種科研費、第2種科研費、第3種科研費ごとに次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
<b>第1種科研費</b>	文部科学省 公募要領	文部科学省 科学研究費補助金における 評価に関する規程	文部科学省  【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用 について各研究機関が行うべき事務等
<b>第2種科研費</b>	日本学術振興会  公募要領	日本学術振興会	
<b>第3種科研費</b>		科学研究費補助金（基盤 研究等）における審査及び 評価に関する規程等	日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用 について各研究機関が行うべき事務等

### Ⅲ 応募書類の作成・応募方法等

#### 1 電子申請システムを利用した応募

本研究種目は、日本学術振興会の電子申請システム（以下、「電子申請システム」という。）を利用して、応募書類の全てを作成する必要があります。については、別添「電子申請システムを利用した応募の手続」（35頁）に定める「（2）研究者が行う手続」を参照し、必要な手続きを行ってください。

#### 2 応募書類の作成

応募書類は、研究代表者の所属する研究機関がすべて取りまとめて提出することになります。

研究代表者は、「応募情報（Web入力項目）（「特別研究促進費」（年複数回応募の試行））作成・入力要領」及び「平成19年度科学研究費補助金研究計画調書作成・記入要領」に基づいて、研究計画調書を作成し、所属する研究機関に提出してください。

なお、作成・研究機関への提出に際しては、特に次の点に留意してください。

- ① 研究計画調書は次の2つから構成されます。  
**前半部分：応募情報（Web入力項目）**（注1）を「電子申請システム」に入力してください。  
（注1） 研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等、研究代表者が「電子申請システム」によりWeb上で入力する部分  
**後半部分：応募内容ファイル**（注2）の様式を文部科学省の科学研究費補助金ホームページから取得して作成してください。  
（注2） 研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る部分
- ② 研究計画調書は、所定の様式と同一の規格とし、**様式の改変は認めません。**
- ③ 「電子申請システム」に応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成した応募内容ファイル（添付ファイル項目）を「電子申請システム」に添付して研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。（研究計画調書を紙媒体で提出する必要はありません。）

#### 3 応募方法

##### (1) 応募等の時期

研究機関が行う諸手続の期限等に留意して、研究代表者の手続を進めてください。

平成19年	3月上旬～	各研究機関から「電子証明書発行依頼書（科学研究費補助金用）」を提出（日本学術振興会から「研究機関用の電子証明書」及び「ID・パスワード」を発行）（既に取得済みの場合を除く。）
	3月上旬 ～5月中旬	各研究機関から研究者へ「ID・パスワード」を発行（既に取得済みの場合を除く。）
	3月上旬～	各研究者による研究計画調書の作成（応募情報のWeb入力及び応募内容ファイルの作成） （応募情報のWeb入力は、4月中旬以降入力可能となります。なお、応募内容ファイルの様式は、「ID・パスワード」取得前でも文部科学省の科学研究費補助金ホームページから取得できます。）
	5月18日（金）	応募締め切り（下記(3)参照）

## (2) 応募書類及び提出方法

区 分	研究計画調書		提出方法
	前半	後半	
	応募情報 (Web入力項目)	応募内容ファイルの様式	
基盤研究C相当	「電子申請システム」に入力	S-1-15	「電子申請システム」により提出 (送信)

## (3) 提出期限

研究代表者は、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出してください。(直接文部科学省へ提出されても受理しません。)

各研究機関から文部科学省への提出 (送信) 期限は34頁を参照してください。